

# 東・北はりま消費者注意報 第16号

## 友人からもうけ話の誘い？

～増える若者のマルチ商法～

### 事例

大学の友人から「今は暗号資産の時代。100万円で暗号資産の販売組織に入り、知り合いを勧誘すれば手数料も入る」と勧められた。お金がないと断ったが、消費者金融で借りてもすぐに返済できると言われたので、100万円を借りて契約した。しかし、勧誘できず困っている。(20代、男性)



20才代前半の若者に連鎖販売取引（マルチ商法）のトラブルが増加しています。

### アドバイス

- 友人を紹介するだけで簡単にもうかるという甘い話は**罠**です。信用しないようにしましょう。
- 身近な友人や知り合いから勧誘されても、**はっきり断り**ましょう。
- お金がないと断っても借金をして契約させられる時があります。「**契約しない**」とはっきり伝えましょう。
- マルチ商法は20日間のクーリング・オフ（無条件で契約解除できる）期間があります。また、中途解約もできます。



おかしいと思ったら最寄りの消費生活センターにすぐ相談!!

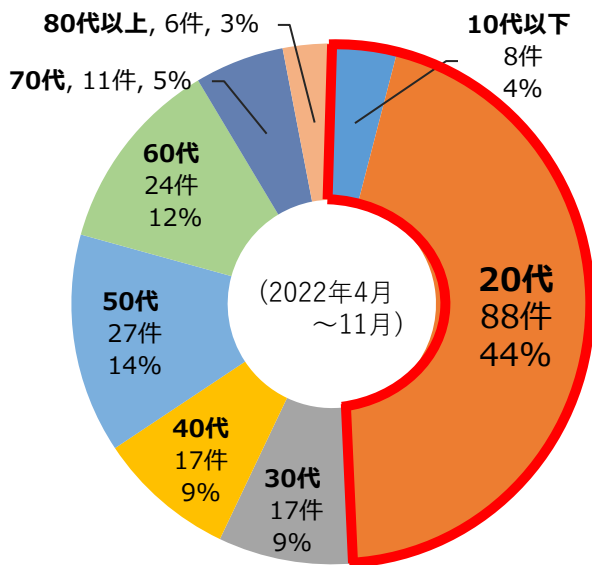


あかし消費生活センター	078-912-0999	加西市消費生活センター	0790-42-8739
加古川市消費生活センター	079-427-9179	加東市消費生活センター	0795-43-0502
西脇市消費生活センター	0795-22-3111	多可町消費生活センター	0795-32-3322
三木市消費生活センター	0794-82-2000	稲美町消費生活センター	079-492-9151
高砂市消費生活センター	079-443-9078	播磨町消費生活センター	079-435-1999
小野市消費生活相談センター	0794-63-1000		

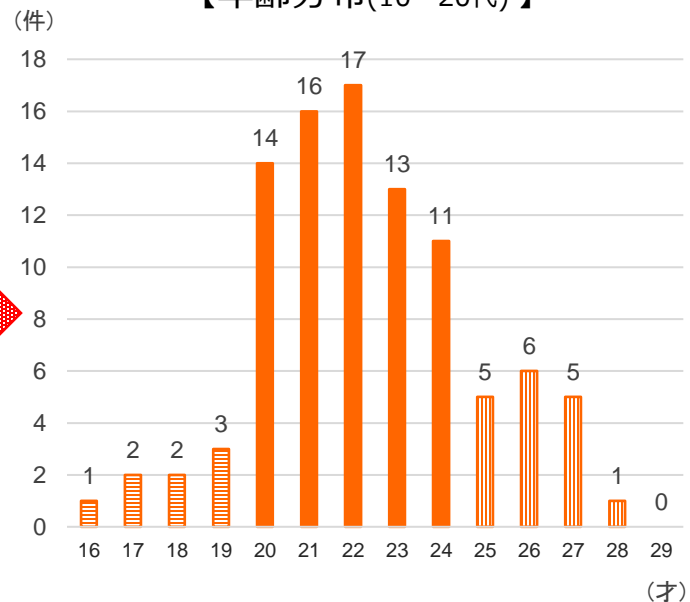
消費者ホットライン番号188(いやや泣き寝入りと覚えてね)  
お近くの相談窓口につながります

# 「マルチ商法」の相談データ（兵庫県内消費生活センター受付）

## 【年代別苦情件数】



## 【年齢分布(10～20代)】



## 【若者に多い苦情商品別ワースト5（2022年4月～11月）】

順位	商品・サービス名	件数	代表例
1	複合サービス会員	20	日常生活をサポートする会員サービス
2	内職・副業	13	アフィリエイト(オンラインカジノ)、転売
3	健康食品	11	ダイエットサプリやエステ関連化粧品
4	化粧品	10	
5	金融関連サービス	9	暗号資産(仮想通貨)



## 【事例】

### 複合サービス会員

高校時代の友人から突然連絡があり喫茶店で会った。「日常生活をサポートする画期的なアプリが世に出る。会員になって人にアプリを販売するだけでもうかる」と勧誘された。50万円で会員になったが、親の名義を使い増額するようさらに勧めるので不審だ。(20代 男性)

### 内職・副業（オンラインカジノ）

SNSで知り合った男性から、海外オンラインカジノのアフィリエイト広告で収入が得られる話の説明を受けた。会員になるためには契約金として80万円だが、新規入会者を勧誘すると1件で約10万円もうかるので元手はすぐ回収できると言われた。消費者金融で借りて振込んだが、その男性は逮捕されたらしい。(20代 女性)

### 化粧品

弟が化粧品のマルチ商法にはまっている。ネットに悪い口コミが書かれているので、止めるように注意しても「ネット情報はすべてウソだと会社の代表が言っている」と信じきっている。どのように説得すればよいか。(当事者20代 男性)